様式第九（第６条の７第３項関係）

特定生産性向上設備等投資計画への適合証明書

年　月　日

殿

経済産業大臣　名

年　月　日付けで申請のあった特定生産性向上設備等投資計画への適合証明について、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の７第３項の規定に基づき、産業競争力強化法第２条第20項の確認を受けた当該特定生産性向上設備等の導入の状況について、導入をした特定生産性向上設備等が、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の４各号のいずれにも該当すること及び特定生産性向上設備等投資計画に従って導入されたものであることを認め、その証明をします。

記

１．証明をした年月日
２．申請者の名称及び代表者の氏名
３．申請者の住所
４．特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった適合証明申請書の写しを添付する。

様式第十中「同法第２条第21項」を「同法第２条第22項」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部改正）

第二条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（産業復興相談センターの要件） **第一条**　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十四項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。	（産業復興相談センターの要件） **第一条**　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を受けている事業再編計画に従って行う生産性向上設備等の導入であって、同法第三十七条第一項の規定により指定された指定金融機関による同項に規定する資金の貸付けを受けて行うものに関する経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第五条の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十四号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）を実施するため、貿易保険法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

貿易保険法施行規則の一部を改正する省令

貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において、「輸出契約」、「仲介貿易契約」、「技術提供契約」、「外国政府等」、「出資外国法人等」、「出資外国法人等販売契約」、「出資外国法人等仲介貿易契約」、	（定義） **第一条**　この省令において、「輸出契約」、「仲介貿易契約」、「技術提供契約」、「外国政府等」、「出資外国法人等」、「出資外国法人等販売契約」、「出資外国法人等仲介貿易契約」、